

特定関係にある会社同士の入札参加制限基準

1 趣旨

かずさ水道広域連合企業団が発注する建設工事又は製造の請負、測量及び設計等の委託、役務の提供、物件の購入並びに賃貸借（以下「建設工事等」という。）に係る公正な入札の確保を図るため、特定関係にある会社同士の入札参加を制限する場合の基準を定めるものである。

2 基準

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3 基準に該当する場合の取り扱い

かずさ水道広域連合企業団が発注する建設工事等に係る制限付き一般競争入札において、2に規定する基準（以下「基準」という。）のいずれかに該当する者のした入札（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合の入札を除く。）は、「入札に関する条件に違反した入札」としてかずさ水道広域連合企業団入札約款第6条第15項の規程により無効とする。

ただし、基準に該当する者のうち一者を除く全てが入札を辞退したときは、残る一者の入札は無効とならないものとする。

4 公告への記載

入札に参加する者に必要な資格に関する事項として、基準に該当した者は入札に参加できないことを公告に明示するものとする。

5 特定関係の確認

特定関係の確認等については、次により取り扱うものとする。

(1) 特定関係については、入札参加申請時の添付書類として、別紙「特定関係調書」を当該申請者から提出を求めることとする。

(2) 同一入札に特定関係にある者が申請書を提出している場合は、その者に対し次のことについて口頭等により通知するものとする。

ア 特定関係にある者の中から、入札に参加する一者を決め、入札に参加しないことになった他

の者は、入札期間終了までに入札辞退届を提出すること。

イ 入札辞退届を提出しなかった場合は、特定関係にある者の全員の入札を無効とすること。

6 留意事項

(1) 人的関係の対象となる役員とは、次に掲げる者をいう。

ア 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

イ 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

ウ 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

エ 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

(2) 入札参加者の関係が基準に該当する場合に、本基準を遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることが差し支えないものとする。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

特定関係調書

かずさ水道広域連合企業団
広域連合企業長 様

所在地
商号又は名称
代表者

申請日現在、当社と他のかずさ水道広域連合企業団入札参加資格者との資本的関係及び人的関係は、次のとおり相違ありません。

1 資本的関係に関する事項

① 会社法第2条第4号の規定による親会社 ※参加制限基準2（1）ア関係

商号又は名称	所在地	備考

② 会社法第2条第3号の規定による子会社 ※参加制限基準2（1）ア関係

商号又は名称	所在地	備考

③ ①に記載した親会社の他の子会社（自社を除く） ※参加制限基準2（1）イ関係

商号又は名称	所在地	備考

2 人的関係に関する事項

役員兼任の状況 ※参加制限基準2（2）ア、イ関係

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職	
役職	氏名	商号又は名称	役職

(備考)

- ①、②欄は、申請者から見た関係（「親会社」、「子会社」、「親会社を同じくする子会社」等）を記入してください
- 記入欄が不足する場合は、適宜記入欄を追加してください。
- この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、入札参加資格停止等の措置を行うことがあります。